

兵庫県公報

平成26年10月7日 火曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（薬務課）	1

公布された法令のあらまし

- 薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（規則第30号）
薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき、同条例の施行に関して必要な事項を定めることとした。

規 則

薬物の濫用の防止に関する条例施行規則をここに公布する。
平成26年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第30号

薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年兵庫県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（正当な理由により危険薬物を販売等する場合）

第2条 条例第11条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに掲げる用途に供するために危険薬物を販売し、又は授与する場合とする。

(1) 次のいずれかに掲げる機関等における学術研究又は試験検査の用途

ア 国の機関

イ 地方公共団体及びその機関

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関

エ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

オ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設

(2) 国又は都道府県の機関における犯罪鑑識の用途

(3) 前2号に掲げる用途のほか、知事が別に定めるところにより、販売し、又は授与する危険薬物が人の身体にみだりに使用されるおそれがないと認めた用途

（知事監視危険薬物の販売等の手続等）

第3条 知事監視店販売者は、知事監視危険薬物を販売し、又は授与するときは、次の各号に掲げるものの提示を受けて当該知事監視危険薬物を購入し、又は譲り受けようとする者の氏名（法人にあっては、名称。以下同じ。）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びにその者が個人である場合にあっては、年齢を確認するとともに、その者（未成年者である場合にあっては、当該未成年者の保護者を含む。）に対して条例第14条第2項の説明書の記載事項を説明の上、当該説明書を交付しなければならない。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、氏名及び住所を確認するに足りる書類

(2) 購入し、又は譲り受けようとする者が個人である場合にあっては、年齢を確認するに足りる資料

第4条 条例第14条第5項本文に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 購入し、又は譲り受ける知事監視危険薬物の名称その他の当該知事監視危険薬物を特定できる事項
- (2) 知事監視危険薬物を購入し、又は譲り受けようとする目的
- (3) 購入し、又は譲り受ける知事監視危険薬物の数量
- (4) 知事監視危険薬物を購入し、又は譲り受ける年月日

第5条 知事監視店販売者は、未成年者に知事監視危険薬物を販売し、又は授与するときは、当該未成年者の保護者から第3条第1号に掲げる書類の提示を受けて当該保護者の氏名及び住所を確認しなければならない。

2 知事監視店販売者は、前項に規定するときは、当該保護者から、次に掲げる事項を記載した書面の提出を直接受けなければならない。

- (1) 当該未成年者の保護者である旨
- (2) 当該未成年者及び当該保護者の氏名及び住所
- (3) 当該未成年者に条例第14条第2項の規定により交付された説明書の記載事項を遵守させる旨
- (4) 前条各号に掲げる事項

第6条 条例第14条第6項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 製造し、購入し、又は譲り受けた危険薬物の名称その他の当該危険薬物を特定できる事項
- (2) 製造し、購入し、又は譲り受けた危険薬物の数量
- (3) 危険薬物を製造し、購入し、又は譲り受けた年月日
- (4) 危険薬物を購入し、又は譲り受けたときは、当該危険薬物を販売し、又は授与した者の氏名、住所及び問合せ先

(知事監視店販売者以外の者から購入等した者の手続)

第7条 条例第15条本文に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 購入し、又は譲り受けた危険薬物の名称その他の当該危険薬物を特定できる事項
- (2) 危険薬物を購入し、又は譲り受けた目的
- (3) 購入し、又は譲り受けた危険薬物の数量
- (4) 購入し、又は譲り受けた年月日
- (5) 店舗、事業所その他の場所（以下「店舗等」という。）において危険薬物を購入し、又は譲り受けたときは、当該店舗等の名称、所在地及び問合せ先
- (6) インターネットを利用して通信販売により危険薬物を購入し、又は譲り受けたときは、当該通信販売に係るウェブサイト特定できる事項

(正当な理由により危険薬物を所持する場合)

第8条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに掲げる用途に供するために危険薬物を所持する場合とする。

- (1) 第2条第1号又は第2号に掲げる用途
- (2) 第2条に規定する販売又は授与の用途
- (3) 前2号に掲げる用途のほか、知事が別に定めるところにより、県内で所持された当該危険薬物が人の身体にみだりに使用されるおそれがないと認めた用途

(警告書)

第9条 条例第17条第1項に規定する警告は、警告書（様式第1号）により行う。

(通報時の情報提供)

第10条 条例第19条の規定による通報をしようとする者は、次に掲げる情報その他の薬物の使用、所持等に関連する情報を幅広く知らせよう努める。

- (1) 薬物の使用、所持等を行った者の氏名その他の当該者を特定できる情報
- (2) 薬物の使用、所持等が行われた場所の所在地その他の当該場所を特定できる情報
- (3) 薬物の名称その他の当該薬物を特定できる情報

(身分証明書)

第11条 条例第20条第3項の証明書の様式は、様式第2号のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第9条までの規定は、平成26年12月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

兵 庫 県 知 事

警 告 書

あなたが行った下記1の行為は、薬物の濫用の防止に関する条例第 条 の規定に違反するので、同条例第17条第1項の規定により、下記2の措置を講ずるよう警告する。

記

1 違反行為

(1) 日時

(2) 場所

(3) 内容

2 講ずべき措置

A 4

様式第2号（第11条関係）

（表面）

第 号	身分証明書
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div> </div>	<p style="text-align: center;">所 属</p> <p style="text-align: center;">職 名</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>
<p>上記の者は、薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年兵庫県条例第37号）第20条第1項の規定に基づき立入調査をする職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">兵 庫 県 知 事 印</p>	

（裏面）

薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）

（立入調査）

第20条 知事は、第10条から第15条まで、第17条、第18条及び第26条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、知事監視店その他必要な場所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査を行う者は、第1項の職員は規則で、前項の職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第24条 第20条第1項若しくは第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。